

# 高松市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

高松市教育委員会

# 目次

1	計画の趣旨・現状	.....	2
2	目標	.....	3
3	計画の期間	.....	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	.....	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	..	5

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領に示されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行（令和8年4月1日）に伴って同法第8条に基づき策定するものである。

本計画の実施状況については高松市総合教育会議において報告するとともに、必要に応じて見直しを行いながら、効果的な働き方改革を進めていく。

## (2) 本市の現状

ア 高松市教育委員会では、平成30年4月に「教職員の働き方改革プラン」、令和3年4月に「教職員の働き方改革プラン2」を策定し、働き方改革を推進してきた。

令和2年4月に「高松市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内とした。

令和6年2月に「第3期高松市教育振興基本計画」を策定し、学校における働き方改革の推進の指標として、年間の年次休暇の平均年間取得日数を15日以上にすることを目標としている。

イ こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況や、年間年次有給休暇の平均取得日数等については、以下のとおりである。

### 【時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	45.6%	40.1%	36.4%
中学校	60.4%	54.1%	48.5%

### 【時間外在校等時間が年360時間を超える教職員の割合】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	77.8%	73.5%	67.8%
中学校	82.7%	77.3%	75.9%

### 【教職員の年間年次有給休暇の平均取得日数】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小・中学校	10.9日	16.4日	17.0日

### 【教職員のストレスチェックにおける高ストレス判定者率】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小・中学校	24.1%	16.2%	15.1%	13.6%

## 2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月 45 時間、年 360 時間を超える教職員数を令和 11 年度までにゼロにする。
- ・教職員一人当たりの 1 か月時間外在校等時間を令和 11 年度までに平均 30 時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルス等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均年間取得日数を 15 日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス判定者率を 10%以下にする。

## 3 計画の期間

令和 8 年度 ～ 令和 11 年度

2016 年 (H28)	2017 年 (H29)	2018 年 (H30)	2019 年 (R1)	2020 年 (R2)	2021 年 (R3)	2022 年 (R4)	2023 年 (R5)	2024 年 (R6)	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
		働き方改革プラン 1			働き方改革プラン 2			業務量管理・健康確保措置実施計画					
第 2 期高松市教育振興基本計画				第 2 期高松市教育振興基本計画 (改訂版)				第 3 期高松市教育振興基本計画 ～2031 (働き方改革の推進の指標を設定)					

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 学校と教師の業務の3分類(別紙参照)を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・学校運営協議会及び地域学校協働活動を通じて、働き方改革の重要性や方向性について、保護者や地域住民に理解を得るよう努める。
- ・登下校時や放課後等の校区内の見守り活動に加え、環境整備、土日の灌水等において、地域人材の積極的な活用を推進する。

##### ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・令和 8 年度から始まる新しい少年育成委員制度により、学校教員を委嘱対象者から除外し、より地域に根差した地域住民によるボランティア活動としての巡回・補導を推進する。

##### ○学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- ・特別支援教育就学奨励費の取扱いについて、学用品通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品費の定額支給を行うとともに、同費目の保護者への直接支給を行う。

##### ○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」をめざして、学校と地域が抱

える課題を議論し、相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を推進する。

- ・学校運営協議会及び地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等が中心となって、地域住民による昼休みの見守り活動や、児童生徒の地域行事等への参画を行う。

#### ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・高松市スクールロイヤー学校法律相談事業により、早い段階から法律の専門家に相談し、いじめや虐待、各種ハラスメント等困難な問題に対し、適切な指導・助言を得ることで、円滑で適正な学校運営をめざす。

### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

#### ○調査・統計等への回答

- ・市教育委員会への提出文書や各種調査において、デジタル技術を活用することにより、印刷・集計等に係る事務負担を軽減する。
- ・教育職員の専門性に深く関わるもの以外は、教員業務支援員等が中心となって取りまとめを行うことを推進する。

#### ○ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT 支援員等の積極的参画により、教育職員の事務負担を軽減する。

#### ○部活動

- ・「高松市地域クラブ活動基本方針」を踏まえ、令和9年9月からの、平日及び休日の全ての部活動の地域展開に向けて、関係団体等と連携しながら、全庁的に取り組む。
- ・指導者の確保に向けて、地域への広報活動に努める。

### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ○授業準備 ○学習評価や成績処理 ○学校行事の準備・運営

- ・校務支援システムへの機能の追加を行う等、校務 DX を一層進めることにより、教職員業務の効率化を図る。
- ・教員業務支援員や学校図書館指導員、ICT 支援員等の専門スタッフを活用し、学校の実情に合わせた相談・支援を行う。

#### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・学校生活支援員、校内サポートルーム支援員、英語指導補助員、日本語指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校や地域の実態に応じて、適切に人員を配置し、その専門性を発揮することで、チーム学校として支援が必要な児童生徒・家庭への対応を行う。
- ・「虹の部屋」「みなみ」等の教育支援センターの支援員を拡充するとともに、民間施設等、関係機関との連携を深め、学校以外にも児童生徒の居場所を作れるよう努める。

## **(2) 学校における措置の推進**

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数が、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう、教育課程の点検、見直しをすることで、授業時数の平準化を図り、過度な授業負担が特定の時期や教員に集中しないようにする。
- ・日直当番業務を見直すとともに校舎の施錠時刻を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を推進する。
- ・事務職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図りながら、共同学校事務室を基盤とした学校事務の安定化・平準化・効率化、事務職員間の相互支援体制の構築、校務DXの推進、研修の実施等を通じて、組織的な学校事務の強化と適正化を進める。
- ・勤務時間外の電話対応については、ガイダンスによる音声案内や、録音機能の設定等により、保護者等に教職員の働き方改革についての理解と協力を求める。
- ・教育委員会から地域や保護者へ、本計画の趣旨について周知し、理解と協力を求める。

## **(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

- ・各小中学校の衛生管理者や衛生推進者を中心に、毎月定期的に衛生委員会を開催するよう徹底する。必要に応じて、教職員の安全衛生や健康に関する情報提供等を行い、安全安心で働きやすい職場環境について、各校で協議できる場の定着をめざす。
- ・全教職員にストレスチェックを実施し、メンタルヘルスの保持増進のため、県内の相談機関等を紹介するとともに、高ストレス判定者の内、希望する者には、医師による面接指導を受ける体制を整える。
- ・長時間労働の教職員については、健康障害防止のため、医師による面接指導を受けることができるよう体制を整える。
- ・教育委員会が市内各学校の教職員の時間外在校等時間を把握し、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員には、校長が面談を行い、業務の改善とメンタルヘルスについて助言する。状況が改善しない場合は、教育委員会が校長に対して状況の確認及び指導を行う。
- ・各学校において、年次有給休暇の取得を促進する。
- ・フレックスタイム制の導入により、職員が業務の繁閑や家庭の事情等に応じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに教育の質の向上を図る。

## **5 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- (1) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで毎月報告を受け、把握する。
- (2) 年次有給休暇にかかる目標の達成状況については、本市で実施している調査の結果から把握する。
- (3) 取組の着実な実行を図るため、本計画の実施状況については高松市総合教育会議にお

いて報告するとともに、必要に応じて見直しを行いながら、効果的な働き方改革を進めていく。また、毎年度、高松市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、管理職研修会等を通じて本計画の趣旨や達成状況等を伝えるとともに、マネジメント等に関する研修を充実させるなど支援する。

(5) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

#### 附則

本計画は、令和8年4月1日から施行する。